

# 令和6年度

## 地方独立行政法人 山梨県立病院機構職員 〔医療技術職〕 採用試験案内

受付期間 令和6年10月10日(木)～令和6年11月13日(水)  
第1次試験 令和6年11月24日(日)  
第2次試験 令和6年12月15日(日)

### 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容	勤務先(病院)
薬剤師	5名程度	病院における調剤等に関する専門的業務に従事します。	地方独立行政法人 山梨県立病院機構  山梨県立中央病院 山梨県立北病院
精神保健福祉士	2名程度	主に北病院における精神保健福祉に関する専門的業務に従事します。	
社会福祉士	1名程度	病院における社会福祉に関する専門的業務に従事します。	

### 2 受験資格

#### (1) 資格又は免許

##### ① 薬剤師

- ア 昭和49年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者  
イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和7年3月までに卒業見込みの者又は地方独立行政法人山梨県立病院機構がこれと同等以上の学力があると認める者

ただし、次の表の左欄に掲げる試験職種について受験しようとするものは、それぞれ同表の右欄に掲げる資格・免許を必要とします。

試験職種	資格・免許
薬剤師	薬剤師の資格を有する者又は令和7年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者

##### ② 精神保健福祉士、社会福祉士

- ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者  
イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは令和7年3月までに卒業見込みの者又は地方独立行政法人山梨県立病院機構がこれと同等以上の学力があると認める者

ただし、次の表の左欄に掲げる試験職種について受験しようとするものは、それぞれ同表の右欄に掲げる資格・免許を必要とします。

試験職種	資格・免許
精神保健福祉士	精神保健福祉士の免許取得者又は令和7年において最初に実施される精神保健福祉士国家試験により当該免許取得見込みの者
社会福祉士	社会福祉士の免許取得者又は令和7年において最初に実施される社会福祉士国家試験により当該資格取得見込みの者

## (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 地方独立行政法人山梨県立病院機構若しくは山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和6年11月24日(日) ※受付時間：午前9時20分から午前9時40分まで ※試験は午後4時30分ごろ終了予定です。	山梨県立中央病院 (甲府市富士見 1-1-1)
第2次試験	令和6年12月15日(日) ※詳細は第1次試験合格通知書でお知らせします。	

## 4 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	20点	職員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の <b>五肢選択式</b> による筆記試験を行います。
	専門試験 (試験時間60分)	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、 <b>五肢選択式</b> による筆記試験を行います。
	論文試験 (試験時間60分)	40点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について <b>記述式</b> による試験を行います。
第2次試験	※第1次試験日に実施します。		
	人物試験Ⅰ	120点	職員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行います。
人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について <b>個別面接</b> を行います。		
	身体検査	—	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行います。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行います。

※ 人物試験Ⅰは、第1次試験日に実施しますが、第2次試験として評価しますので、第1次試験合格者のみ採点します。なお、第1次試験日に人物試験Ⅰを受験しなかった場合、第1次試験の採点を行います。試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とします。

(注) 各試験区分にはそれぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合には、合計得点が高くても不合格となる場合があります。

## 5 合格者の発表

第1次試験合格者	12月4日(水) 午後2時【予定】	山梨県立中央病院の掲示板(2階 事務局前)及び当機構のホームページに合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には書面で通知します。
最終合格者	12月25日(水) 午後2時【予定】	

## 6 試験結果の開示

採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証等）を持参の上、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	第1次試験の得点及び順位	各試験の合格発表日から1月間	地方独立行政法人山梨県立病院機構 法人本部事務局 総務課 (中央病院2階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の開示内容、人物試験の得点、最終合計得点及び順位		

## 7 合格から採用まで

試験合格者は、令和7年4月1日以降に採用する予定です。

ただし、各職種に必要な資格・免許を有する者にあつては、令和6年度中途に採用することもあります。

なお、資格・免許を必要とする試験職種では、最終合格者発表日以後、直近の国家試験等の合格発表日において不合格となり免許等が取得できなかった場合、合格を取り消します。

## 8 給 与

試験職種	初任給（地域手当を含む）	備考
薬剤師	233,000円程度	大学卒（6年課程）の場合
精神保健福祉士 社会福祉士	210,000円程度	大学卒（4年課程）の場合

※ 上記初任給は、令和6年4月1日現在の地方独立行政法人山梨県立病院機構職員の給料です。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

## 9 受験手続

提出書類	① 申込書（指定様式・必要事項を記入のうえ、該当箇所に写真を貼付してください。） ② <b>110円切手</b> を貼った返信用小封筒（定型封筒（長形3号封筒）に送付先の住所及び氏名を明記したもの。なお、氏名には必ず「様」を付し、「受験票送付用」と朱書きしてください。）
申込方法	下記申込先に持参するか、郵送してください。 ※ 郵送で申し込む場合は、上記提出書類①②を封筒に入れ、封筒の表に「職員採用試験（医療技術職）受験」と朱書きし、必ず <b>書留郵便により</b> お送りください。
申込先	地方独立行政法人山梨県立病院機構 法人本部事務局 総務課 〒400-8506 甲府市富士見一丁目1-1（県立中央病院2階） 電話 055-253-7111（代） 内線2046・2047
受付期間	令和6年10月10日（木）～令和6年11月13日（水）（土・日曜日、祝日を除く。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ※ 郵送での申込は、 <b>11月13日（水）必着のものに限り受け付けます。</b>
受験票の交付	受験票は遅くとも11月20日（水）までに到着するよう郵送します。それまでに受験票が到着しない場合は、必ずお問い合わせください。 <b>なお、受験票に写真を貼っていない場合は、当日受験できません。</b>

## <新型コロナウイルスまん延防止対策>

- 受験時は必ずマスクを着用してください。試験中も係員の指示がある場合を除き、着用を義務付けます。
- 試験当日は、必ず検温をすることとし、37.3度以上の発熱が認められた場合は、受験を認めません。（試験会場入口でも検温を行います）  
この場合、再試験等の代替措置は行いませんのであらかじめご承知おきください。

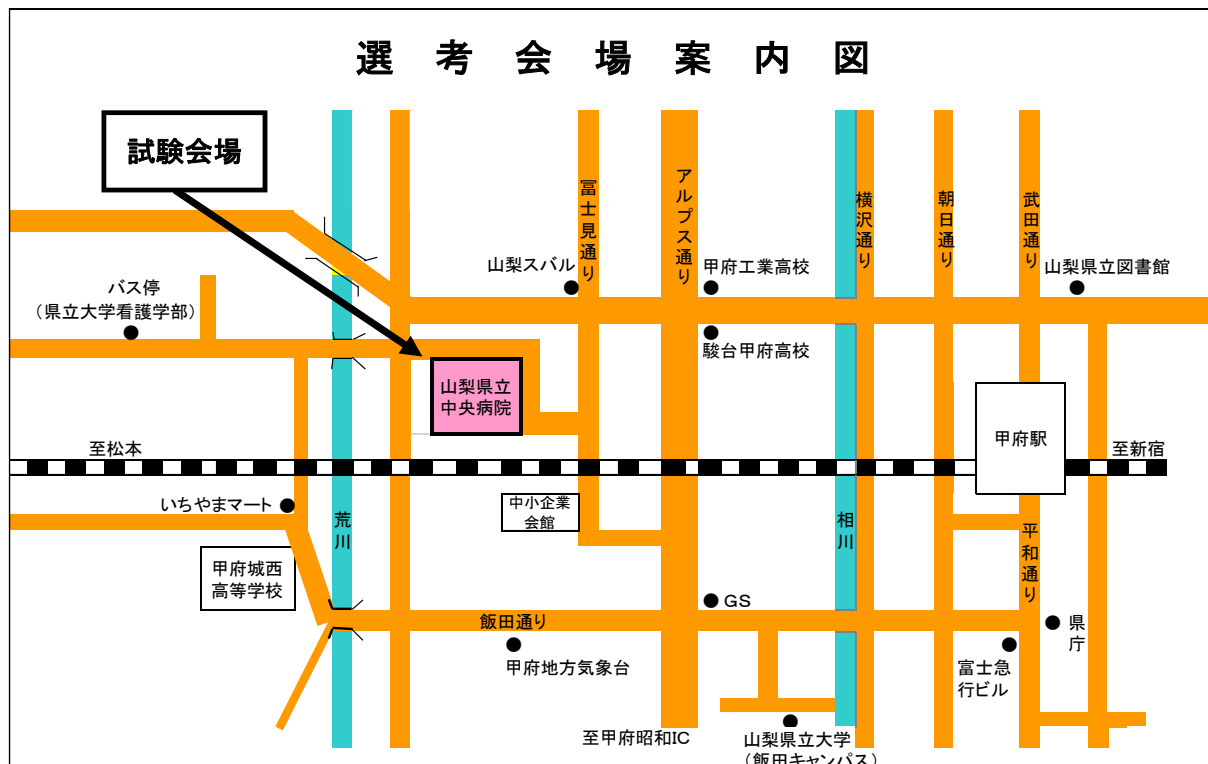
## <試験全般>

- 試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通、遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
  - 試験当日は、受験票、濃さHBの鉛筆、消しゴム（砂消しなど紙を破損する恐れがあるものは不可）、鉛筆削り、ボールペン、時計（計時機能だけのものに限る。）を持参してください。また、昼食も持参してください。
  - 携帯電話等については、試験中の使用（時計代わりにの使用も含む。）は認めません。
  - この採用試験の実施に関して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
  - 試験会場敷地内は全て禁煙です。
- ※ 試験会場へは可能な限り公共交通機関を利用してください。また、送迎等による試験会場への車の乗り入れ、試験会場周辺での駐停車はくれぐれも職員・他の来院者・近隣住民の妨げとならないようにご注意ください。**

## 【地方独立行政法人山梨県立病院機構について】

「地方独立行政法人」とは、公共上の見地からその地域において確実に実施される必要があり、民間の主体にゆだねては確実な実施が確保できないおそれがある事務・事業を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人をいいます。

「地方独立行政法人山梨県立病院機構」は、県立病院（中央病院・北病院）を運営する地方独立行政法人として、平成22年4月に設立しました。**法人の職員の身分は地方公務員**です。



甲府駅からのバスを利用する場合（運行日・時刻等は各自で確認してください）

JR中央本線 甲府駅南口 山梨交通バス甲府駅バスターミナル  
4番のりば

（飯田・中央病院方面）

- 「県立中央病院」下車
- 「県立中央病院入口」下車 徒歩5分

（問い合わせ先）

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
法人本部事務局 総務課  
電話055-253-7111（代） 内線2046